（様式災害対応第１号）

補助金交付申請書（燃料貯蔵タンク等の修繕事業用）

２０２４年　　月　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　山冨　二郎　　 殿

○ＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業交付規程第９条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

１.申請者：申請給油所等の運営者と所有者が同じ場合、「③.給油所等の運営者」の欄に記入し、捺印する。申請給油所等の運営者と所有者が相違する場合、それぞれ双方の者が記入し、捺印する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①申請者(いずれかに○)(補助金の受給者及び管理者) | １．給油所等の運営者(運営者と所有者が同じ若しくは賃借人) | ２．給油所等の所有者(賃貸人) |
| ②申請者の法人番号(法人のみ：１３桁)※個人事業者は、記載しない |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③給油所等の運営者 | 住　　　　　　所(都道府県名から記入) | 〒 |  |  | ㊞ |
|  |
| 会社名 又 は 名 称及 び 代 表 者 名 |  |
|  |
| 品質確保法登録番号(親番のみ、枝番の記載不要)(登録業者のみ記入) | － 第　　　　　　　　　号 |
| 電話番号/ＦＡＸ番号 | 　　　　　　　　／ | 担当者名 |  |
| 企業形態の別 | １．中小企業者等 | 　２．非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む) |
| ④給油所等の所有者 | 住　　　　　　所(都道府県名から記入) | 〒 |  |  | ㊞ |
|  |
| 会社名 又 は 名 称及 び 代 表 者 名 |  |
|  |
| 電話番号/ＦＡＸ番号 | 　　　　　　　　／ | 担当者名 |  |
| 企業形態の別 | １．中小企業者等 | 　２．非中小企業(みなし大企業、協同組合、地方自治体含む) |

※法人番号の調べ方：国税庁の「法人番号公表サイト」から検索。（検索結果は必ず申請書に添付して下さい）

●上記に掲げる申請者が、事業を廃止し若しくは事業を存続できなくなった場合等にあっては、他者(運営者及び所有者が異なる場合)が補助金の管理者等となることとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付印（組合用） | 受付印（協会用） |

２．申請施設等

|  |  |
| --- | --- |
| 該当する申請要件 | ①中核ＳＳ　　②住民拠点ＳＳ　　③ＢＣＰ策定済 |
| 施設等の品質確保法登録番号（登録業者のみ記入） | 　　－ 第　　　　　　　　　号（　　　　　　　） |
| 施設等名称 |  | 元売系列 |  |
| 施設等所在地(都道府県名から記入) |  | 本会使用欄 |
| 地下（地上）タンク設置年月日(年号は西暦で記載) | ①　　　　年　　　月　　　日 | ②　　　　年　　　月　　　日 |
| ③　　　　年　　　月　　　日 | ④　　　　年　　　月　　　日 |
| 地下（地上）タンクの設置状況（総タンク本数） |  | 本（基） |  | 室 |  |

※小口燃料配送拠点での申請に関し、所有者及び運営者並びに所在地情報について、経済産業省　資源エネルギー庁にて補助金交付実績等を確認するため、ご記入いただいた情報等を使用いたしますので、ご了解ください。

３．申請事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 申請する事業の欄に○を付ける | 　１．内面ライニング施工工事 |
| 　２．電気防食システム設置工事 |
| ３．精密油面計設置工事 |
| ４．統計学による漏えい監視システム設置工事 |
| 　５. 燃料貯蔵タンク等の修繕工事 |
| 工事費用総額(補助金交付申請額) |  円(税抜) |
|  円(税込) |
| 施工業者名 | 　 |
| 工事対象地下（地上）タンク | 　　　　　 | 本（基） |  | 室 |  |
| 予定工期 | 　　　　　年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |

●上記「２.申請施設等」で他に申請する設備（該当する設備及び給油所等番号を丸で囲む。各給油所等において本申請含めて４つまでが上限となり、ローリーは1事業者1台が上限、灯油タンク等スマートセンサーは

１事業者１給油所が上限）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1.燃料貯蔵タンク等の大型化 | 2．燃料貯蔵タンク等の修繕 | 3.ﾍﾞｰﾊﾟｰ回収設備 | 4.緊急配送用ローリー | 5.POSシステム | 6.灯油タンク等スマートセンサー |
| 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① | 給油所 ① |
| 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② | 給油所 ② |
| 給油所 ③ | 給油所 ③ | 給油所 ③ | 給油所 ③ | 給油所 ③ | 給油所 ③ |
| 給油所 ④ | 給油所 ④ | 給油所 ④ | 給油所 ④ | 給油所 ④ | 給油所 ④ |

○法人番号の調べ方等

　　　①国税庁の「法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）」から検索。（１３桁：商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)ではありませんので、ご注意ください)

※検索結果は必ず申請書に添付して下さい。

②法人番号などを記載した書面を国税庁長官から通知されています(平成27年10月から通知を開始)。

【ジービスインフォについて】

○国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進するため、全国石油協会が行う補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、ジービズインフォに原則掲載されることとなりますので、事前にご承知置きください。

（※）ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、誰でも一括検索、閲覧ができるシステムです。

【掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>】

（審査判定基準様式１）

２０２４年　　月　　日

一般社団法人 全国石油協会

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者) |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 |

会 　長 山冨　二郎　　 殿

|  |
| --- |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

誓　約　書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業交付規程第５条第３項各号に定める下記の事項に該当いたしません。

申請日以降、補助金の交付を受けた会計年度が終了するまでの間に、この誓約書に違反することがございましたら、申請を取り下げる（既に補助金を受給している場合にあっては、直ちに補助金を返還する）ことを誓約いたします。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に従うことを承知の上申請します。

記

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

三　品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　国が行う石油製品の試買分析において、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について不適合があり、資源エネルギー庁又は経済産業局から当該油種の販売停止・自粛等の指示又は立入検査を受けた後も同一項目について不適合を出した者（申請の資格を有しない期間は、不適合を出した年度及び最後に不適合を出した翌年度から最初に不適合を出した年度の期間分とする）

五　品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しない者

六　品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者

七　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法という）の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は独占禁止法に基づき策定された不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成２１年１２月１８日付け公正取引委員会）に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者

八　不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

九　別紙「暴力団排除に関する誓約事項（誓約書）」各号に記載されている事項に該当する者

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

十一　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成２５年法律第４１号）に基づき策定された、総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成２５年９月１０日付け財務省）に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から２年を経過しない者

十二　補助事業の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者

十三　経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助金の交付を受けて行う事業（以下「補助事業」という。）の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者

十四　揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前１３号の何れかに該当する者があるもの

以　上

（審査判定基準様式２）

　２０２４年　　月　　日

一般社団法人 全国石油協会

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者) |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 |

会 長 　山冨　二郎 殿

|  |  |
| --- | --- |
| （所有者） |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

誓　約　書

（暴力団排除に関する誓約事項）

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上

（審査判定基準様式８）

２０２４年　　月　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　　山冨　二郎　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

同　　意　　書

　当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、貴会のＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化補助事業を申請するに当り、万一申請給油所の地下埋設タンク等に穴が開いていることが発見された場合は、遅滞なく貴会へご報告いたします。

　地下埋設タンク等に穴が開いている場合は地下土壌等への漏えいが想定されますので、関係行政機関に対しその旨を報告することに同意します。

　更に、行政機関から指導がある場合には、それに従うことを確約いたします。

以　　上

（審査判定基準様式　６）

２０２４年　　月　　日

資源エネルギー庁資源・燃料部

燃料流通政策室室長　殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者、石油販売業者) |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 電話番号 | 担当者 |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 |

|  |
| --- |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 電話番号 | 担当者 |

災害発生時の対応に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業を申請するにあたり、次の(1)～(5)の事項について遵守することを誓約いたします。

記

(1)資源エネルギー庁が整備した「災害時情報収集システム」へ連絡先の登録を行うこと。

(2)①②③の何れかの災害が発生した際に、給油所設備の損傷や従業員の負傷等により事業継続が困難になった場合を除き、地域住民や被災者等に給油を継続すること、且つ資源エネルギー庁に対して「災害時情報収集システム」により２時間以内に自主的に被害状況（営業状況・在庫状況等）の報告を行い、営業可能である場合は申請給油所に関する基礎情報（運営会社・給油所名・電話番号・住所）を公表することに承諾すること。

①申請給油所が立地する都道府県内で震度５強以上の地震が発生した場合。

②申請給油所が立地する都道府県内で大津波警報（津波の高さ５ｍ以上）が発生した場合。

③その他の災害（噴火・台風、洪水、豪雪、停電等）で、資源エネルギー庁が必要と判断した場合。

※災害（震度５強以上・大津波警報）は都道府県ベースのため、申請給油所の立地する市区町村が震度５弱以下である場合、若しくは非沿岸部でも対象となります。

※対象となる災害が発生した場合は、資源エネルギー庁から委託された業者から「災害時情報収集システム」で登録された連絡先に被害状況の報告を求めるメールが送信されます。（メールが送信されてくるようにするため、災害時情報収集システムにアクセスして初期登録を行うこと。）

※２時間以内の自主的な報告については、災害が発生した際に避難指示が出された場合は速やかに避難し安全の確保を行い、安全を確認後に報告してください。

(3) 資源エネルギー庁が実施する災害時情報収集システムの報告訓練へ参加すること。

(4) 上記(2)の報告後、在庫不足による一時的な営業停止、若しくは設備点検終了により営業再開等で報告内容に変更が生じた場合は、その都度報告を行うこと。

(5) 上記(2)の報告後、資源エネルギー庁から再度報告依頼があった場合は、その都度報告を行うこと。

以　上

「災害時情報収集システム」へ登録する連絡先

燃料貯蔵タンク等の大型化等事業、燃料貯蔵タンク等の修繕事業（地上タンク等の修繕工事、漏えい防止事業）

|  |  |
| --- | --- |
| 給油所品確法登録番号(石油販売業者は未記載) | 　　－第　　　　　　　号 （　　　　　） |
| 給油所名等（油槽所等は施設名) |  |
| 設置場所住所(都道府県から記載) |  |

以下の「①」、「②」ともに、常に連絡がとれる連絡先を原則２つ以上。

※２つの連絡先が登録できない者は、その理由を添付すること。（ 理由書は任意の様式 ）

※ショートメール（ＳＭＳ等）は登録できません。

※メールアドレスの登録ができない者は申請できません。

①メールアドレス　※２つ以上登録

【 経営者、マネージャー、従業員等のアドレスを登録してください 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | メールアドレス | 連絡先の氏名・所属・役職等 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |

②電話番号　※２つ以上登録

【 申請給油所、本社、経営者等の電話番号を登録してください 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 電話番号 | 連絡先の名称・氏名・役職等 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |

※ 記載いただいた連絡先は、資源エネルギー庁において緊急時の連絡先として登録します。

※ 変更が生じた場合には、資源エネルギー庁に報告してください。

※ 登録していただく個人情報については、災害時情報収集システムの連絡先として利用する以外には使用いたしません。

（審査判定基準様式５）

　　２０２４年　　月　　日

一般社団法人 全国石油協会

会 長 　山冨　二郎　 殿

|  |
| --- |
| （運営者：揮発油販売業者) |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |
| 運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。 |
| （所有者） |
| 氏名又は名称 |  |
| 及び代表者名 |  | ㊞ |

取得財産等の管理・処分に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、ＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業交付規程第２３条第１項、第２項及び第４項並びに第２４条第１項、第２項、第３項、第５項、第６項及び第７項の規定に基づき、ＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業交付規程の利用により取得し、又は効用の増加した財産等について、下記の事項を適正に行い、万一違反したときは、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

記

（１）善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ります。

（２）取得財産管理台帳を備え、管理します。

（３）固定資産台帳等の写し及び取得財産管理明細表の写しを貴会に定期的に提出し、管理状況を報告します。

（４）処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲り渡し、交換し、貸付け、担保提供に供し、又は廃棄すること）しようとするときは、あらかじめ貴会の承認を受けることとします。

（５）処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、速やかに貴会に報告し、貴会の請求に応じ、補助金の確定額の合計額を限度とし、その収入の全部又は一部を返納することとします。

以　上

○補助金で取得した財産に関する申告書

　1.申請給油所について、石油協会が実施する補助金を活用して過去に所有者又は運営者が補助金の交付を受けたことがありますか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①ある |  | ②ない |

2.上記の問いに「①ある」とご回答頂いた申請者は、以下に財産名称(補助金の事業名)を具体的に列記してください。

・記載例：油面計(地下タンク漏えい防止規制対応推進事業)等

|  |
| --- |
| ① |
| ② |
| ③ |
| ④ |
| ⑤ |

3.上記の財産に関して、裏付けとなる以下の書類等をご提出ください。

・該当事業の額の確定通知書(交付決定通知書も可)

・資産台帳(個人事業主：減価償却費の計算)

＊上記以外でも、処分制限財産等であることが確認できる書類。

※ＳＳ等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業の申請に関して、上記の内容で申告し、処分制限に該当する財産等がある場合には、補助金の交付を受けた事業者が未経過期間の補助金相当額を貴会を通じて国庫に返納いたします。

２０２４年　　月

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (申請者)氏名又は名称及び代表者名 |  | ㊞ |

（審査判定基準様式３）

役　員　等　名　簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏 名(カ ナ) | 氏 名(漢 字) | 生 年 月 日 | 性 別 | 会 社 名 |  役 職 名 |
| 和 暦 | 年 | 月 | 日 |
| 【記入例】セキユ　ハナコ | 石油　華子 | Ｓ | 30 | 5 | 30 | Ｆ | 株式会社ゼンコク石油 | 代表取締役 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注：記入例は１行目をご参照ください）

　・氏名(カナ)欄及び、氏名(漢字)欄の姓と名の間１マス空けて記載。

・生年月日欄（大正はＴ、昭和はＳ、平成はＨ、和暦表示はアルファベット、数字はアラビア数字）

・性別欄（男性はＭ、女性はＦ）

・会社名及び役職名(個人事業主にあっては身分)を記載

また、外国人については、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを、氏名欄にはアルファベットを記載すること

※本名簿についての個人情報は、本会が取扱う国庫補助金事業の交付目的以外に使用することはありません。